

## 第8回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年10月15日(火)  
印西市役所会議棟204会議室

開 会 13時30分

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 なし

担 当 課 (社会福祉課) 高橋主幹、芝野主幹、高橋主査、中澤主査補、鈴木主任看護師、  
吉田主事

事 務 局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補、稲富主事

傍 聴 者 1名

事務局 ただ今より、第8回補助金等評価委員会を開会いたします。印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よりお願いいたします。

委員長 それでは議題の(1)補助金の評価についてですが、社会福祉課所管補助金の34遺族会補助金について要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは遺族会補助金につきましてご説明いたします。調書2頁目をご覧ください。補助金交付の目的でございますが、戦争で肉親を失い、真に世界平和を願う遺族の福祉向上を図るため、市内の戦没者の遺族で構成する印西市遺族会に対して補助金を交付するものでございます。続きまして補助金の交付額についてでございますが、29万円を計上しております。補助対象経費といたしまして交通費、通信費、負担金及び研修参加費がございます。また、3番目の平成24年度の実績でございますが、補助金額といたしましては29万円を、補助対象経費であります交通費、通信費、負担金及び研修参加費の合計で30万5600円を充当しております。4番目の補助効果でございますが、交通費、通信費、負担金及び研修参加費を補助することで会員等の研修への積極的な参加につながっております。また、遺族会活動を通しまして恩給、遺族年金、弔慰金等の手続きに対する連絡調整、また情報交換の場として活動をされていると認識しております。また、実際に遺族会の会員の方が高齢となっておりますので、こういった会があることによってそれぞれの意見交換の場となっていると認識

しております。5番、6番について資料には記載してございませんが、5番につきましては継続的に補助を続けていきたいと考えております。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、順次質問させていただきます。

委員 私は、事前に1つだけ質問させていただいて、前回、5年前の補助金等評価委員会の場で同じように評価して、その段階では廃止すべきではないかという意見が出されていますが、改めてその点についてどの様にお考えなのでしょうか。

担当課 委員の事前のご質問に対してお答えしましたとおり、市といたしましては、遺族会の活動は遺族の方々の恩給年金等々の事務手続き的な連絡、また情報交換の場と認識しております。遺族の福祉向上という観点で、国の施策で色々と遺族年金、弔慰金等の交付はされておりますが、遺族と直接接するのは市町村行政という部分でございます。福祉向上ということで行政が担う分野と考えております。

委員 これはずっと同じような条件で継続する考えでしょうか。

担当課 ご指摘のようにいわゆる上部団体、県や郡への負担金を補助対象として交付しているという事実もございますが、その点については、性質上馴染まないものと考えており、補助対象経費の見直しを検討したいと思っております。補助金そのものにつきましては継続していきますが、補助対象経費については見直しを検討したいと考えております。

委員 遺族に対する対応の仕方というところでは変わらないということでしょうか。

担当課 はい。

委員 その辺りというのは、ずっと続くものなのですか。

担当課 その点につきましては、委員からの質問への回答の部分でも記載させていただいておりますが、今年度の7月20日に孫の会という会を遺族会として発足させております。段々遺族が高齢化している中で、記憶が風化しつつある、戦争でお亡くなりになった方の配偶者も段々いなくなっているという部分では、世界平和という意識を継続的に受け継いでいかななくてはならないだろうということで、この夏に発足しております。戦争の悲惨な状況を2度と繰り返さないためにも、継続的にその記憶を受け継いでいかななくてはならないものと考えております。

委員 孫の会とはどういうものですか。それは補助金と関係があるのでしょうか。

担当課 直接補助金は支出しておりませんが、遺族会の会員そのものについては遺族と親族となるのですが、世代が変わっておりますので現在遺族の子どもであったり、孫であったりという方々に意識を継承していこうということでございます。

委員 その継続していこうという趣旨は、私は否定するものではないのですが、平和を願ってですとか、そういう意味では。戦争経験者の方々の経験等を引き継いでいくことは大事なことなのですが、遺族の方に対して何かやっていくというのではなく、平和のほうに向けていくといった方向転換が必要ではないでしょうか。そうでないと本来の意味から逸脱していくのではないかという懸念があって、方向転換が必要ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

担当課 遺族会の方々とお話しさせていただいた部分では、まず戦争体験、戦争の経験という部分を風化させたくないという思いが強いものですから、主な活動としてはそういった所を遺族会として継続しているのだろうと考えております。

委員 分かりました。とりあえず結構です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 事前の質問にお答えいただいているのですが、遺族会そのものは十分意義のある会だと思っておりますが、補助金を支出することがどうかという観点なんです。今のご回答ですと遺族会があるから補助金を出すのだということになっているのではないかと思います。例えば世界平和を願うから補助金を出すということには直接つながりませんよね。世界平和は、遺族会以外の方も願っているわけですので。世界平和を願っていれば補助金対象になるかといえば、そうはならない。それと色々な事務手続きを遺族会で行うから、それは確かに必要なことで、高齢の方に親切に事務手続きをまとめた形でしてあげるというのは有意義な事だとは思いますが、そこに何故補助金を支出する必要があるのか。それは遺族会そのもので会費を集めて情報交換を行い、活動をすればよいことではないかと思えます。それから靖国神社への交通費というのは、補助対象になっているのでしょうか。

担当課 靖国神社への交通費につきましては、バスを借り上げて実施しておりますので、補助対象からは、除いております。

委員 補助対象経費に交通費がありますが、補助対象ではないのですね。私も靖国神社には、何度か足を運んだ事があるのですが、自費で行きますので。バスを使われてみんなで行くというのは効率面では良いのですが、補助しているとすれば何故その部分を補助しているのかというところが、遺族会の活動だから補助するというのであれ

ば、遺族会というものはどういうものかということになると思うのです。そういう意味で公益としては馴染まないのではないのでしょうか。先ほど遺族の方がどんどん少なくなっているから孫の会等を発足させて継承するというご説明がありましたが、そうすると孫、ひ孫とどんどん継続していくことになる。それでは遺族会というのは何なんだと、ある意味親睦会のようなものに市として補助金、税金を投入することが果たして公益性があるのか、ある1つの団体にお金を出しているということに過ぎないのではないかと考えるのですがいかがでしょうか。公益性は薄いと思いますが。遺族会そのものは遺族の方々の活動に対しては立派な活動をされていると思いますが、何故それを補助金として大金を毎年、それも29万円で一定額ですよ。人数を出していただいていますけれども、人数も毎年若干減少しています。それもあって孫の会を発足させて人数を増やしていこうというお考えなのかもしれませんが、毎年29万円の定額を補助しているというのは、補助金としておかしいのではないかと思いますので、このまま続けるのではなく、見直していただきたいと思います。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 遺族という定義はどこからどこまでとお考えでしょうか。

担当課 会則で会員として定義されているのは、遺族及び遺族会の趣旨に賛同する個人又は団体になりますが、その内容としましては、まず戦没者の妻、それから戦没者の家族、これは父、母、兄弟姉妹及び子供でございます。今回改めて孫の会を発足しておりますので、孫やひ孫それから甥、姪までを会員として対象としております。

委員 その会員を取りまとめると、489名となるわけですね。

担当課 そのとおりです。

委員 質問にも記載させていただきましたが、市から補助を受けているのは29万円で、1人当たりに換算すると600円弱になるということで、その金額で遺族会が存続していけるのかという危惧があります。そのほかに会費を徴収しているとのことですが、持ち出しが多額になっているのではないのでしょうか。それから、もう1つは遺族の定義付けですが、孫の会などを発足させることでどんどん増加してしまうのではないのでしょうか。先ほどのご説明でも甥や姪まで会員であるというご説明がありました。このままでは収拾がつかなくなるのではないかと思います。そのように対象が広がってしまったまま推移すると、補助金が多額となり、しかも継続的に支出しなくてはならなくなるのではないのでしょうか。その点については、どの様にお考えなののでしょうか。

担当課 趣旨に賛同するという部分では、多くの方々が世界平和を願っているといった部分

もございますので、必要であると考えております。また、対象となる方の裾野が広がっていくということに関しましては、委員ご指摘のとおり多額の金額を継続的に支出しなければならないという面はあるのですが、現在補助金として29万円を交付しており、この金額は、補助要綱に基づいて支出しているわけですが、今後、活動内容によって変化が生じてくるものと考えておりますので、そのような点も踏まえながら、補助対象経費等を見直さなくてはならないものと考えております。

委員 補助対象経費を見直すことは大変なことですね。戦争の経験を風化させないという意味で裾野を広げることが悪いとは言いませんが、税金を投入している以上、戦没者の孫やひ孫の代まで延々と補助を続けていくことが果たして妥当かどうか、考えていただきたいと思います。精神的な面でのつながりにシフトしていくといった点を含めて、今後の展開についてはどの様にお考えでしょうか。

担当課 委員ご指摘のとおり、精神的なつながりは重要であると考えております。また、裾野が広がるということについては、未代までという語弊がありますが、意識付けとして必要であると考えております。行政として補助金の多寡の部分については、この場で即答できかねますが、精神的な面も受け継いでいかなければならない、行政としても、遺族を通して後世に伝えていかなければならない、というのが基本であると考えております。

委員 分かりました。遺族会が高齢化するのとは当然のことだと思いますが、会員の平均年齢は把握されていますでしょうか。

担当課 遺族会の平均年齢は分析しておりませんが、戦没者の妻といった部分では90歳代の方々がほとんどでございます。

委員 そのような戦没者の直近の方のみを、遺族会の会員の対象とする考え方もあると思います。そうすれば、子々孫々にわたって補助金を継続する必要もないですから、市財政にとっても別の事業にお金を使えます。そういった考え方もあるということをご指摘させていただきます。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 同じような質問ばかりになってしまうのですが、前回の補助金等評価委員会で廃止すべきという意見が出ています。委員会としては、廃止すべきと意見していますが、行政としては継続したいということですね。継続したい理由は、先ほどからのご説明で分かるのですが、廃止できない理由は、何かあるのでしょうか。

担当課 1つの考え方になると思いますが、担当として考えられる部分では、遺族と直接関わっていく基礎自治体であるそれぞれの市町村、会員の支援の方法として補助金があると認識しております。役割として、直に遺族と接している行政としては、廃止しにくいと考えております。

委員 つまり、遺族がいる限りは止められないということでしょうか。

担当課 先ほど来ご説明していますとおり、戦争を2度と繰り返してはいけないという精神的な部分を継承していかなければなりませんので、そういった部分では、遺族会が先導役になるものと考えております。

委員 そこが、行政の理屈がすり替わってしまうところだと思うのですが、この補助金というのは、印西市としては平和事業といいますか、市として恒久平和を願うための平和事業として考えているのか、それとも遺族の福祉向上のためにという様に考えているのか。どちらなのでしょう。

担当課 もちろん遺族への福祉向上であり、行政としては恒久平和を、2度と戦争を繰り返してはならないという精神的な部分を受け継いでいってほしいというのが願いでございますので、どちらの目的ということではなく、両方の目的があるものと考えております。

委員 もちろん遺族会を否定するものではないですし、遺族会の方、遺族会の存在が平和につながるということも分かると思いますが、遺族会の方々が、平和事業としてきちんと何かをされているのかということところが、補助金の交付対象として果たして適切なのだろうかということになると思うのです。やはり市としては、特定団体の福祉向上ということだけを、いくら平和を願っている会だからといって、平和を願っている会は沢山あるのですから、平和を願っているから補助を出すのだというのは理屈が通らないと思うのです。ですから、きちんと表に現れる、印西市としてこれは平和のための事業としてやっているのだということを、胸を張って言えるような活動を遺族会の方にさせていただく必要があると思います。風化させたくないなら、風化させたくないの活動をしてもらいたい。ただ存在することだけが風化しないことにはならないと思います。遺族会があるから戦争体験が風化しないのかといえば、そんなことはなくて、やはり何か外部に向けた表現活動がないと、果たして公益のために補助金を交付する対象なのかということは問われていくと思います。理由として、恩給や遺族年金などの手続きを一緒に行うことが福祉向上につながると先ほどご説明がありましたが、私から見ると個人的な事でしょうという気がするのです。遺族だからどうということではなくて、個人責任で行う時代になっていると思います。それをいくら煩雑だからといっても、個人に支給されるものに対してそれを行う事によって福祉

向上になるというのは、理解しがたいものがあります。それが目的であって、そういった研修のための経費として補助金を支出するというのは不適切であると思います。その点についてどの様にお考えでしょうか。

担当課 遺族会と調整を行い、委員ご指摘のような事業展開ができないかどうか協議をしていきたいと考えております。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは私から質問させていただきます。委員が資料請求された中で、遺族会の人数ですけれども、平成21年度が底になっていて、平成22年に突然倍になっていまして、これはどの様な理由で倍になったのでしょうか。

担当課 市町村合併によって、旧印旛村、本埜村の遺族会の会員が加わったためでございます。

委員長 この会員の中には、純然たる遺族の会員でない方も入っていると理解してよろしいのでしょうか。

担当課 会員個々の状況について把握しておりませんが、血縁のある方々であると伺っております。

委員長 遺族会の活動として、歳出面から見ますと、靖国神社の参拝というのが大きな行事なののでしょうか。

担当課 経費的な面では、確かに靖国神社への参拝が大きなウェイトを占めておりますが、靖国神社だけではなく、護国神社、春と秋に戦没者に対しての慰霊祭のようなものを行っております、そちらにも参加しております。それから事業的には、遺族に対して線香を配るということを行っております。

委員長 線香を配っているのですか。

担当課 はい。遺族の方々に配布しております。

委員長 それでは他に質問はないですか。これで質疑を終了します。

委員長 それでは続きまして、35 更生保護事業支援補助金について、簡潔に説明をお願い

いたします。

担当課 それでは、35更生保護事業支援補助金につきましてご説明いたします。補助目的でございますが、更生保護の充実強化に寄与し、もって犯罪者の更生と青少年の健全保護育成を図るため、犯罪者の更生保護事業の支援活動を行う団体に対して補助金を交付するものでございます。補助金の積算根拠でございますが、補助要綱上6万円が限度額ということで、補助をしております。補助対象経費といたしましては、交通費及び施設訪問支援に係る経費を補助対象経費としております。平成24年度の実績でございますが、交通費及び施設訪問支援に係る経費で合計9万1340円に対し、補助限度額の6万円を支出いたしました。補助効果でございますが、更生保護に関する研修交通費、更生保護施設・矯正施設の訪問支援経費を補助することにより、積極的に参加協力ができ、犯罪者や過ちを犯した青少年に対し、施設訪問等を実施し接することで、再犯防止の一助となり、安全な地域づくりにつながるとともに、犯罪者の更生と青少年の健全保護育成が推進されたと考えております。また、補助の終期等につきましては、継続的な事業として捉えていることから、設定しておりません。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、順次質問させていただきます。

委員 事前の質問にご回答いただいているのですが、こういう活動は、それこそ公益といえますか、社会全体の基盤を固めるものですから、不幸にしてそのような立場になった方々を保護、更生するというのは共助の社会としてやらなくてはいけないことだと思うのです。何故6万円なのかという質問に対して、これでは答えになっていないのではないのでしょうか。合併したから倍にしたというのでは。活動額又は活動内容に対して、それを促進するために適正な額ですかという質問なのです。私は6万円では十分ではないという考えなのですが、何が適正かということについて研究していただきたいと思います。要綱で決まっているから6万円ではなく、今後このような活動を活発化、活性化して、目的を達成できる方向に持っていくためには、そのようなやり方が良いのか、研究をしていただきたいと思います。そういうために、補助金を増額することによって、助けになるのではないのでしょうか。前向きに検討していただきたいと思います。2点目ですが、予算額がどんどん縮小している理由についての質問に対して、高齢化しているからということですが、人口は増加していますよね。会員の方が高齢化しているということでしょうか。

担当課 はい。

委員 ということは、現役世代などの若い方が参加していない、行いづらい、若しくは知らないということでしょうか。



担当課 確かに、会員の方が高齢化しているというのは事実でございます。委員ご指摘の若い世代は、ということでございますが、現実として加入はございません。活動されている方々がとにかく高齢でございますして、活動するに当たっても活動自体が厳しい中でやっているというのが現状でございます。その関係で、私たちも補助金以外の支援として市のバスなどを提供したり、職員を随行させていただいたり、一緒になって活動を行っております。会員の増強については、なかなか図れないのが現実でございます。保護司の方々とも連携して事業を行うこともありますが、保護司のお手伝いをするのが精いっぱい、独自に会員増強などの事業は行えておりません。

委員 印西市の人口は、他の市町村と比べて減少していませんし、若干増加している中で、こういう活動が縮小しているというのは、寂しいというか、広報が不足しているのではないのでしょうか。外国の方も増えていますし、色々なお店が出てくるとそれに伴って犯罪も増加してくる中で、青少年の活動もリードしなければいけない場面が多くなってくると思うのです。ですから、更生保護女性会を活性化していくためにどのような施策が必要で、その為に市として何を援助できるかということ、まず考えていただくべきだろうと思います。それで、成田市よりも補助額が少ないですよね。必要であれば補助金を増額申請するべきではないのでしょうか。もちろん事業計画が無ければ、増額申請はできませんが、それを緊急にやるべきではないのでしょうか。将来の為の費用だと思えます。それをお願いして、質問を終わります。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 会の名称を見てですが、これは女性だけの会なのではないでしょうか。

担当課 更生保護女性会ということで、母親の目線という形で会の取り組みをさせていただいております。

委員 男性が更生保護に興味がある場合には、印西市としてどの様に対応されているのでしょうか。何も無いのでしょうか。

担当課 女性の立場からということでの支援となります。男性といった部分では特に支援はしていないのですが、保護司の方が同様の活動をされていると認識しております。保護司の方々につきましては、男性、女性関係なくボランティアで取り組んでいただいておりますので、そういった部分では市としても事業展開を支援しているところでございます。

委員 4頁の収支会計報告書の中で、助成金、印西市が6万円、印西地区保護司会という

ところからも同額の記載がありますが、これは寄付をしてもらっているということでしょうか。

担当課 印西地区保護司会というのは、印西市及び白井市で構成している保護司の会でございます。そちらの更生保護事業ということで取り組んでおりますので、印西地区保護司会から助成金として受け取って、活動費に充てているものでございます。

委員 女性会の構成人数が130人余りですが、市の補助金の6万円というのは非常に僅かな金額ですね。このような予算で事業活動が展開できるのでしょうか。6万円を限度とするという記載もありますが。

担当課 会から補助金の増額要望は、現在のところございません。日常の活動の中で、これは想像になってしまうのですが、手いっぱいということで、増額を要求して活動を拡充できるかという問題があると思っております。

委員 他市町村を見ると、補助金が無しというところもありますが、理由を把握していれば教えていただきたいのですが。

担当課 他市町村の理由については調べておりません。ただ、更生保護に対する活動等は展開しておりますので、団体としては他市町村にもあるものと思います。

委員 大変ご苦労が多い仕事の割には、補助金の額が少ないのではないかという心配をしております。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 質問を2点ほどしたいと思います。市の職員が付き添って慰問活動等に行かれていますと思いますが、どのような活動をされているのでしょうか。

担当課 活動そのものについては、私も担当もまだ随行したことはございませんが、今週八街少年院に慰問に行く予定で、その際に随行する予定でございます。八街少年院には年2～3回、内容としましては、夏の盆踊り、これは踊りを披露するというところでございます。秋の収穫祭、少年院に招かれて、育てた農産物を一緒に収穫するものでございます。それから、運動会ということで、ご招待いただいておりますので、民生委員とともに参加するというものでございます。

委員 イベント的なものに参加し、一緒に過ごしてくるということですね。特に相談に乗ったり、話を聞いたり、傾聴活動をしたりといったことはあるのでしょうか。

担当課 実際にそういった相談等に応じているかまでは把握しておりません。

委員 もう1つが、4頁の子育て活動、活動費の中に子育て活動というものがあるのですが、これは具体的にどのようなことを行っているのでしょうか。

担当課 年間の行事の中で、幼稚園や保育園の運動会への参加がございます。それから学童クラブの保育支援という形で、学童保育の現場において、支援員のサポート等を実施していると聞いております。

委員 分かりました。構成メンバーの方の何人かは存じ上げていますので、意見をいろいろい部分もあるのですが、非常に人徳のある素晴らしい方々がメンバーでいらっしゃって、話を伺うと本当にすごい方々だなあといつも思うのですが、お金に関して申し上げますと、少し分かりづらいところがあると思うのです。例えば印西地区保護司会から更生保護女性会に対し助成金が出ていますが、支出で更生保護女性会と印西地区保護司会から社会を明るくする運動に対して負担金を支出していて、補助を受け取っているのですが、市長が実行委員長である社会を明るくする運動の大会に負担金を出すという様な流れが、果たして適切なのでしょうか。その辺りを整理できるのであれば、補助金をもらいつつ、主要な大会の活動に負担金を出すという、この辺りの会計が複雑になっている気がします。それから、先ほどご指摘がありましたが、どんな活動をしていて、どこに補助金の6万円が充たっているのか、というところをしっかりと示していただきたいと思います。会計報告の仕方としてです。先ほどの遺族会でもそうなのですが、この活動に補助金がいくら充たっているのかというところをしっかりと出す会計報告をしていただきたいと思います。それによって、6万円が適切かどうか、という話が初めてできると思うのです。慰問活動については市のバスを使用しているのです、ほとんどお金は、使っていないはずなのです。市の直接経費でやっているということになりますから、その他主要な活動のどこにお金を充てているのか、この会計報告ですと分からないのです。ですから6万円が適切に経費に充てられているのかということも分からないです。来年度からは、会計報告の仕方をまず見直していただくということが第一であると思います。6万円が大体どこに充たっているか把握していますか。

担当課 補助要綱の部分では、活動費ということで、更生保護に関する研修参加のための交通費、それから、更生保護施設・矯正施設の訪問支援のためかかる経費ということで補助対象経費としております。

委員 研修なども市のバスを使用しているのでしょうか。個人で行っているのでしょうか。

担当課 保護司と合同で視察などに行っておりまして、それにつきましては借り上げのバスを使用しております。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 私は、少しこの分野に疎いのですが、そもそも更生のお仕事というのは、どういったところに問題、課題があるのでしょうか。先ほど、この会が高齢化しているというご説明もありましたが、想像するに更生の対象となる方々が、恐らく増えているのだろうと想像しているのですが、犯罪が悪質化しているとか、更生するのに時間を要しているとか、その原因の1つとして対応する方々自体が高齢化していることや人材不足が挙げられるとお考えなのかについてお伺いします。

担当課 まず、高齢化、活動されている方々が高齢になっているということが第一の課題であると認識しております。また、更生の対象となる方々が増加しているというのが社会全体の流れなのかなということもあろうかと思えます。実際の活動の部分で、会員の方々は、施設等に行って慰問等を通じて接すること、先ほども申しあげましたように女性の視点で接していくことが大事だということを知っております。

委員 接するためにはそれなりの人と数が必要ということですね。私の質問で具体的にどの様なことをされているのですかという質問に対して、一覧を挙げていただいているのですが、私が知りたかったのは仕事の中身を聞きたかったのです。今お話しいただいたように、慰問を通じて接したり、指導したりということがあるというのは分かったのですが、補助金の額もあるのですが、どういったことを行って、何が重要なのかということが分からないのです。どの様な大切な仕事をしているのかというのが伝わってこない、このような大切な事業を行っているから補助金をつぎ込む意味があるという事が分からないので、この補助をどうすべきか、という時に自分の中で判断ができないのです。情報量が無いのか、私の理解不足かもしれませんが。例えば先ほどの指摘のように、会計報告の仕方も詳細が分からないといった部分もあるかもしれませんが、活動内容そのものも、私が見た限りではPRが必要であったり、これだけの課題があってもいいのですが、もっと判断材料があると、だからこういうところにもっと補助しなくてはいけないということが分かるのではないかという気がしました。以上です。

委員長 それでは私から質問させていただきたいと思えます。先ほど、どの様な人たちがといったお話があったと思いますが、私の記憶では女性の教員出身者が主体となっていましたよね。

担当課 はい。

委員長 逆にいいますと、職域に偏りがありすぎるのではないかと思いますのですが、元先生たちが行っている中に、一般の方が中々入りづらい部分があるのではないのでしょうか。そういう意味では、もう少し会員になる資格、資格は特に決めてはいないのでしょうか、実質的な壁が存在していて、そこが会員数の増加につながらない理由になっているのではないのでしょうか。その点について、一般の方が入会しやすい環境を整えていただきたいと思います。それからもう1点ですが、会長の連絡先を見ますと、42-5111とありますが、これは市役所の番号ですね。市役所に事務局を置いているというのも、団体としての成長を阻害する要因となっているのではないのでしょうか。あまりにもおんぶに抱っこでありすぎると、会員を増やすという努力もしなくなってしまうのではないのでしょうか。ですから、やはり事務局は市役所ではなく、自分たちで事務局を構えたほうが良いと思います。事業については、私も大事だと思いますので、色々な方が会員になれるように開放していただき、男性も加入できるような雰囲気を作れるとなお良いと思います。私からは以上です。

委員長 それでは他に質問はないですか。これで質疑を終了します。

委員長 それでは、ここで一旦、ここまでの補助金について評価を行います。まずは34遺族会補助金の今後の方向性を決定したいと思います。

委員 私は、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員長 私も、廃止です。  
それでは委員会の意見としては、全員一致で廃止ということになります。  
次に、35更生保護事業支援補助金の今後の方向性を決定したいと思います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員長 私は、現状維持で継続です。

それでは委員会の意見としては、現状維持で継続とし、拡大して継続及び縮小して継続を少数意見とします。

委員長 それでは、次に36社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金について、簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは、36社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金につきましてご説明いたします。補助目的でございますが、印西市における地域福祉の推進を図るために設立された社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対し、地域福祉の推進を図るため行う事業に対して、補助金を交付するものでございます。補助金の積算根拠でございますが、補助要綱上は、補助対象事業費に4分の3を乗じて得た額又は補助対象事業費に係る人件費相当額のいずれか低い額としておりますが、状況により減額することもできるため、平成23年度と同額を計上しております。また、実績についても同額でございます。補助効果でございますが、社会福祉協議会の運営の基盤となる法人運営事業及び具体的な地域福祉活動に要する経費の一部を補助することで、計画的に安定した福祉サービスを提供することができたと考えております。また、補助の終期等につきましては、地域福祉を担う部分では、行政と社会福祉協議会という部分でそれぞれ福祉の両輪という位置づけの中で、行っております。特に地域に根差した部分では、地区の社会福祉協議会等の運営にもあたっていることから、重要なものと考えておりますので、継続的に補助を実施していきたいと考えております。また、過去の補助金見直しという部分では、従前、人件費相当額を運営費補助という形で行ってまいりましたが、平成20年度以降は、いわゆる人件費と事業費という考えから地域福祉推進事業及び法人運営事業に対して4分の3の額という形で見直しを行っております。以上でございます。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 補助金の交付額が3年同じ金額になっていますが、理由は何でしょうか。

担当課 委員ご指摘の補助額が2千800万円余り、3年間同じとなっている理由でございますが、質問に対する回答の部分でも記載させていただいておりますが、まず、社会福祉協議会の全体事業として留保金、いわゆる基金がございまして、補助金見直しの際に、補助金よりもまず自分たちの基金を取り崩して運営を進めるべき、といった指導をしまして、ここ数年は、基金を取り崩して事業運営を行っており、基金を取り崩してなお不足する部分について、補助金を交付しているのが現状でございます。もち

ろん担当課といたしましては、これまでも補助要綱どおりの算出方法に基づいた補助金を予算要求しております。補助要綱どおりの予算要求を行っていきませんが、現在2,800万円になっている部分では、平成23年度から現在の補助額になっているかと思いますが、その時点での社協の全体事業費が約1億3千万となっております。それから、国から示されております指針がございまして、指針によりますと、留保金としては全体事業費の3分の1以上を留保金、事業安定資金として確保するべきであるということもあり、そのような考えに基づいて、当初、全体事業費の1億3千万円に対しまして留保金が7千3百万円程度あり、計算をした結果、留保金として4千3百万円が適正な留保金となることから、留保金を取り崩せる範囲で取り崩し、不足する2千8百万円を補助金額としたものでございます。以後、要綱の条文にあります予算の範囲内ということで、現在の留保金がまだあることから、継続して2千8百万円を補助金額としているものでございます。現状で来年度のことを考えますと、来年度は留保金が指針で示された3分の1を下回ることが予想されるため、要綱上の補助積算根拠に基づいた額を継続的に補助できるよう、要求してまいりたいと考えております。

委員 いきさつは分かりました。事業の拡大や、メニューを増やしていくとお金がいくらあっても足りないのではないかと思います。市への貢献もされているようですので、そういった話は出てこないのでしょうか。

担当課 財政交渉の部分では、こういった事業、役割を担っているということを再三にわたり説明しております。また質問の中にもございますが、社会福祉協議会として円滑かつ効率的な事業運営を行うためにはどうしたらよいか、内部的にも検討してほしいということで、双方話し合いを行いながらというのが現状でございます。ただ、現実的には要求額ではなく、留保金がある部分で減額という形での補助金の交付となっております。

委員 予算を要求する立場としては、補助要綱どおりの交付をしたいということですね。

担当課 担当課といたしましては、社会福祉協議会というのは、行政が定める地域福祉計画、更には社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画がございまして、実際の草の根活動を支えているのは社会福祉協議会であると考えておりますので、社会福祉協議会の存在意義を強く訴えているところでございます。

委員 分かりました。社会福祉協議会は、現在の補助金額で資金繰りに困っていると、そういったことはあるのでしょうか、それともないのでしょうか。

担当課 今のところは留保金がございまして、運営に支障をきたしてはおりませんが、将来的な部分では、このままの状態が続けば、破たんをしてしまいますので、それを避

けるためにも、また指針で示されている留保金の額を留保するという考え方からも、留保金を削って事業運営を継続することは難しいと考えております。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 私も資料を読み込んだのですが、数字のつながりが分からない部分がありますので教えていただきたいと思います。資料の一番最初の頁ですが、補助金等調書の助成団体の状況に数字が記載されていますが、補助要綱上、補助金額は人件費若しくは補助対象事業費の4分の3ということで、事業費を見てその4分の3に当たるものなのか、人件費はもっと高いですから、どの様に数字がやりくりされて2千8百万の補助金を算出されているのか、分かりやすくこの1頁目の中で教えていただけますか。社協全体の決算書を見ると、どこでどの様に数字がつながってくるかが、中々計算することができませんので。

担当課 こちらの覧になっている助成団体の状況の部分では、全体の経費を載せていることから、対象事業の積み上げではございません。配慮が足らず申し訳ありません。

委員 そうですね。やはりどうして2千8百万になっているのかというのが、できればこの1頁目で読み取れるように、社協は事業会計が色々あって複雑ですので、その辺りが分かりやすくなっていればと思います。ここに記載がある事業費は、要するに全体なので、介護保険事業などもこの中に入っているわけですよ。全体として合わせると1億3千万円位の会計になっていますということで、これまでの推移が中々分からないのですが、社協の介護保険事業はどんどん減少していると思うのですが、実際減少しているのでしょうか。

担当課 先ほども申し上げましたとおり、社会福祉協議会の円滑な運営という部分では、介護保険事業がどうなのかということは、意見交換の中では指摘させていただいております。すぐに対応できるかは不明ですが、介護保険事業について撤退をする、しないということも含めて、検討の一つの選択肢としてほしいということは申し上げます。

委員 この収支決算書で見ますと、全体的な規模として500万円を切っているような状況ですので、他の民間業者が参入してきている中で、介護保険事業を続けていく事が、社協の事業内容として適切なのかということを検討していかなければならないのではないのでしょうか。介護保険事業について、補助金は充たっていませんが、社協としてやるべきものをもう少し議論してもらいたいと思います。他の事業者でできること



を社協が一所懸命にやっても意味がないと思います。例えば、障害者の分野でいえば重度訪問介護等、民間業者が手を出さないような部分について、ぜひ社協にやっていただいて、その部分についてはしっかり補助対象事業となれば良いのではないかと思います。制度的に難しい部分もあるのですが。民間が手を出さないような部分を事業化していただきたいということと、地域福祉計画を策定していますが、地域福祉の推進というのが予算的に見てもほとんどない、数十万円単位でしか計上されていないので、果たしてこれで何を行うのだろうかというのが率直な感想でありますので、印西市の事業規模から見ますと、本当に微々たる活動になってしまっているのではないのでしょうか。本当はそういった部分をもっと積極的に行っていかななくてはならないと思うのです。社協の事業計画を見ても、今、力を入れているのは総合福祉センターの指定管理業務を重視されているものと見受けられますが、財政基盤をしっかりとすることが重視されてしまっていて、本来、社協が実施しなければならない事業は何だろうということの検討がおざなりにならないようにしていただきたいと思います。そういう意味で、補助金というのは、大事なのかなと感じておりますので、担当課の判断として拡大して継続となっておりますが、拡大して継続で良いと私たち委員が言えるような、明確な対象経費の資料をいただきましたかと思えます。

担当課 今、委員からご指摘のあった部分で、意見交換の場では、当然そういったところを視野に入れて協議をさせていただいている部分がございます。先程の介護保険事業につきましても、介護保険制度の成り立ちの部分で、元々地域ホームヘルプサービスを担ってきたのが社会福祉協議会でした。それが介護保険制度の創設により、介護保険サービスに移行してまいりました。民間事業者の自由な参入の中で、社協としてこれまで担ってきた部分、継続してサービスが必要な方がいらっしゃるため、事業を継続してきたものと認識しております。介護保険制度が開始され、民間事業者が多数サービスを提供している中で、社協として担わなければいけないものなのか、という投げかけはさせていただいております。また、行政の手の届かないところを、社協に地域福祉でお願いしている部分、それが社協の役割なのだということにつきましては、社協の職員も認識している所ですが、中々その地域福祉の展開の仕方が、私たちの望むものと、実際に行っている事業がマッチングしていないというところが、正直あるのかなと考えております。その辺りにつきましても、協議はしておりますが、中々まとまらないところです。それから、手の届かないところへの小さなサービスが主力となっておりますので、いわゆるマンパワーの部分で、人の確保であったり、それをコーディネートする職員の確保に難しい点があるのかなと感じております。ただ、これまでどおりでいいではないかということではありませんし、委員ご指摘の組織運営の見直し等々どうなのかという点では、印旛支部に配属されていた職員を、事務経費の削減ということで、本体に引き上げて事務を行っていたり、また、このところ定年退職で退職された人の補充を行わず、臨時職員で対応していたりといった見直しを行っていると思っております。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 いくつかあるのですが、ある程度は、今までの質疑の中で理解しましたので、そこは省略して、どの地域でもこういった社会福祉協議会がありますよね。印西市特有の事情とか、特徴的な取り組みというのは何かあるのでしょうか。それとも特になのでしょうか。

担当課 社会福祉協議会そのものについては、社会福祉法に定めがございますので、全国の市町村に必ず1つは設けております。事業展開という部分では、先ほど来申し上げておりますが、地域福祉という広い分野の中で取りまわっていますので、地域によって行っている事業内容は様々であると考えております。印西市でこれに対して特化した事業というものは特に見当たらないと思います。しかし、同じ社会福祉協議会でも、場所によっては独自で、自分たちでヘルパー養成事業であったり、そういった取り組みを行っている社会福祉協議会もございます。現在、印西市の社会福祉協議会にはそれだけの体力がないというのが現実と考えております。ですから、事業展開をする上で資金的な面も含め、体力のあるところは独自の事業展開に積極的に取り組んでいるのであろうと考えております。

委員 何故聞いたかということ、特徴的なことはないかということと、参考にできることは何かあれば、印西市で行うことに反映できるものがあるのではないかと考えてお伺いしました。今、仰ったように、あったとしてもそれを印西市で行うことは難しい状況があるということですね。

担当課 現実としては、先ほど申し上げたとおりになろうかと思っております。当然、そういった事業展開を図るためには、有資格者であるなど、教える側の要件もございますので、現在の状況では難しいと思っております。それから、一例として聞いていただきたいのですが、私どもとして担っていただきたいのは、地域福祉の部分で、現在の取り組みの中では支部社協、支部の社会福祉協議会ですが、市内の地区ごとに分かれた活動支援をお願いしている所が、特に地域福祉を支える組織であると認識しております。

委員 体力がないというのは、具体的にどういったものなのでしょう。

担当課 人材面もそうですし、資金面もということでございます。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 社会福祉協議会は、市の施策の別働隊と言いますか、表裏一体で市が手の届かない部分をお願いしてやっている活動ですから、非常に重要な団体であると思うのですが、やはり社会福祉協議会を通じて自主活動という形で行っている所が市の活動と違うわけで、自主活動とはどういうことかというところ、原点ですけれども、社協で考えて、自ら実行する事がある程度できるような体制を作ってあげるべきなのではないかと思うのです。そういう意味で、1つは先ほどから議論があったように、市の補助金は一定で、見掛け上補助金額が減っただけで、今までの貯蓄を何年間も切り崩しているわけですね。過去の貯蓄を切り崩して活動しているということは、社協として少し経営の緊張感のようなものが無いのではないのでしょうか。今後、内部留保が3分の1を切ると指針を満たさなくなるわけですから、貯蓄を切り崩すこともできなくなるわけです。そうすると今後は、協議会の活動として何の活動をすべきか、どの様に活動したら良いのかということを実際に議論すべきではないのでしょうか。真剣に議論を行った上で、財政部門に補助金の要求をすべきではないのでしょうか。今までは、説得力がない補助内容だったから、気楽な経営と取られて内部留保を切り崩せばよいという考えになってしまっているのではないのでしょうか。福祉であれば全て社協がやるのかということについて、必要な人や分野には行うべきですが、基本的には自立を促すという形等、立脚点を押さえないと、際限が無くなってしまいます。その点が一つと、もう一点は、活動の効率化です。やはり、活動を効率化して限られた資源を有効に活用するのかというところ、市としてどう見ているのかというところを指針なりで示していれば良いのではないのでしょうか。難しいとは思いますが、人が少ない等、現場はてんでこ舞いだと思うのです。事業の進め方などについて計画を作り、同じ効果を少ない資源で達成し、余力を別の分野に回すといったことを、市として指導できるようにしていただければと思うのですが。それで、今までの議論の中で受託料が減るというのは、平成25年度から減ってしまうのでしょうか。

担当課 はい、そうです。

委員 そうすると、2頁目の予算のフローには、まだ織り込まれていないということでしょうか。

担当課 こちらの資料は、平成24年度決算ベースで記載しておりますので、平成25年度分については織り込まれておりません。

委員 それでは現在は、これより厳しいということですね。それから、平成24年度、平成25年度で人員が減少したと回答いただいておりますが、これは今の受託料と関係があるのでしょうか。受託料が減ったから人が減ったということでしょうか。

担当課 まず、人の部分では、平成24年度、平成25年度は退職された方も多数おります。

委員 この資料だけ見ますと、人が減って、少ない人員で頑張って効率化が図れるという様に読めるのですが、そうするためには、いろいろな施策を打たなければなりませんよね。3番目に、印旛支部の効率化を図る等、苦勞されているようですけれども、昇給というのは、市と同じように昇給するのですか。

担当課 基本的な給与体系は市に準ずる形となっております。

委員 公務員の給料は減らされているのですでしたか。

担当課 人事院勧告を基に、給与改定等々で対応している状況です。

委員 そうしますと、協議会の職員が頑張っても、連動して給料を減らされるということになるのですね。

担当課 そういうことになろうかと思えます。

委員 それでいいのかということになるのですが、自主活動ということが基本ですから、自分たちで考えて運営するという部分が無いと、効率化は図れないのではないかと思います。そういう意味では、基金は一定額必要ではないかと思えます。市の補助金だけですと、言われたことをやっていたら良い、行政経由で自分たちの給料も決められてしまうのだからといった事になって、自主性が無くなってしまうのではないのでしょうか。色々な環境変化に対してリスクを負うのためにも、自主財源を作って、それを持つということで、一定量の基金と自主財源は持つように指導していかなければならないと思えます。それを通じて印西市の社協の中身が良くなり、効果のある活動ができるようになることにつながると思えます。そのような形で努力していただければと思えます。以上です。

委員長 それでは私から質問させていただきます。これだけの多額の補助金ですので、市の監査というのは、どの様な形で行われているのでしょうか。

担当課 昨年度末に、市の監査委員が現場審査ということで社協の会計を含めた事業監査を行っております。

委員長 その監査の結果、どの様な意見が監査委員から出されたのでしょうか。

担当課 今手元に資料を持っておりませんが、やはり自主財源の確保、委員ご指摘のような自主活動的な部分、それが自主財源の確保につながるという指摘があったと思えます。

それから、今現在総合福祉センターの指定管理者への移行を市として検討している中で、受託業務を積極的に行うようにといった監査の意見がございました。

委員長 今、指定管理の募集を行っていますが、社協も応募されているのでしょうか。

担当課 応募をしております。

委員長 人件費の部分ですけれども、ここに記載があるのは補助対象分ということですが、そうでない部分も含めると社協の人員は何名になるのでしょうか。

担当課 10月1日現在で、正職員が13名、嘱託職員が2名、臨時職員が6名でございます。

委員長 この職員の中から、支部にも何名か派遣しているのでしょうか。

担当課 支部については、職員は全て引き上げております。

委員長 支部に人はいないということですか。

担当課 現在はおりません。

委員長 事務的に行うことはないのでしょうか。

担当課 事務的な部分は、全て総合福祉センターにある事務所で行っております。

委員長 総合福祉センター1か所で行うようになったのはいつからなののでしょうか。

担当課 今年度からでございます。

委員長 支部は、今後も存続させるのですか。

担当課 支部としては、それぞれの地域で今後も活動を行う予定でございます。

委員長 補助対象人員は6名で、補助対象とならない人員の方が多いですが、補助対象でない部分については自主事業で賄っているのでしょうか。

担当課 先ほどもご説明させていただいたとおり、介護保険事業などを行っている部分でございます。

委員長 職員が何人いることが適正かというのは、中々把握しづらいでしょうが、市の担当課としてはどの程度の人員が適正と考えているのでしょうか。

担当課 いわゆる法人運営事業、本体部分については、来年度ベースで申し上げますと嘱託が1名、正職員が2名ということで、配置としては、その程度が限界であるのかなと認識しております。また、地域福祉推進事業では、指定管理者を受託できるかできないかによって配置が大幅に変わってきますので、現在のところは不明でございます。

委員長 財産目録についてですが、未収金が1,200万円ほどありますが、これはどういった性質の未収金なのでしょうか。

担当課 この未収金につきましては、生活支援援助等、生活困窮者が食べ物を買うお金がないなどの場合に、一時的に救済を求めて借り入れする資金がございまして、貸付事業として小口貸付や生活福祉資金貸付等の事業ですが、結局こういった貸付は、明日路頭に迷ってしまうような方々に一時的に貸し付けている資金ですので、回収が極めて困難ということで、未収金となっております。

委員長 期限が来れば未収金ということになるのでしょうか、恒常的に毎年発生して積み重なっていくのでしょうか。

担当課 極端な話、そういう方々は生活保護を受給されたりすることとなります。生活保護というのはあくまで生活扶助として必要な金額のみを渡しており、借金を返済するために生活保護費を渡しているわけではございません。ですから、生活保護費を少しでも切りつめて、その中から返済をしていただくことも難しく、未回収となってしまう例が多いと考えております。

委員長 そうしますと、未収金が1,200万円、方や補助金が2,200万円ということで、補助金の半分がこの未収金の穴埋めに使われるということになるのでしょうか。

委員 それは少し担当課から説明された方が良いと思います。この未収金が補助対象経費になっているのかどうかというところを説明された方が良いと思います。

担当課 この未収金の部分については補助対象経費ではございません。

委員 ですから、穴埋めに使われているということではないということですね。

担当課 穴埋めとしては使われておりません。

委員長 そうしますと、この未収金の穴埋めには、どの様な経費が充てられているのでしょうか。

担当課 会費収入ですとか、共同募金の割り当て金等が充てられているものと認識しております。

委員長 それから、基金の積立金ですが、どのくらいの額が適切であるとお考えなのでしょうか。基金が多いことに越したことはないでしょうが、市が補助金を支出して面倒を見ているということがある訳で、あまり多額であると市民感情的に許せない部分があると思います。

担当課 先ほども申し上げましたが、全国社協の指針が出ており、全体事業費の3分の1が基金保有の目安となっておりますので、私どもとしてはその額を確保することが適切であると考えております。

委員長 もう一点だけ、財産目録上、固定資産で1億数千万の計上がありますが、この内訳が分かれば教えていただけるのでしょうか。

担当課 基本財産としては、土地等はございません。現金で300万円だけでございます。

委員長 分かりました。私からは以上です。他に無ければこれで終了したいと思いますが、何かございますか。

委員 すみません、資料の要求をさせていただいてよろしいでしょうか。1頁目の調書ですと先ほども言いましたが、何が補助対象事業で、いくらかかっているその4分の3だからこうなったというのが分かりませんので、そういう統括した資料をぜひお願いしたいと思うのですが。そうしないと、ニュアンス的に留保金が無くなってきているので拡大したいということに、賛同して良いのか否かの判断ができないと思うのです。どういう事業に幾らお金が使われていて、その4分の3なのか、或いは人件費なのかというところが分からないので、補助対象経費で算出しているのか、人件費で算出しているのかということもこの資料では分かりませんので。ですから、拡大すべきと、拡大しなければならないわけですよ、留保金が無くなる訳ですから。拡大しなければならない事が客観的に判断できる資料をぜひ頂きたいと思います。そうしないと判定が非常に難しいと思いますので。

事務局 資料の提出は来週ということでよろしいでしょうか。

委員 判定を来週に延ばせるのでしたら、そうしていただきたいのですが。

委員長 それでは今日のところは、とりあえず現状の資料を基に判定を行い、資料の提出を受けて再度判定を見直すこととします。

事務局 それでは、委員から要求のあった資料につきましては、整い次第、委員の皆様にもメール、郵送により事務局から送付させていただきます。

委員長 それでは、ここで一旦、社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金について評価を行います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、とりあえず拡大して継続です。

委員長 私は、現状維持で継続です。

委員 社会福祉協議会は留保金が平成25年度で底をついてしまい、補助金を増額せざるを得ないと思うのですが、それをどう委員会の意見として表現したら良いのでしょうか。

委員長 それについては、社会福祉協議会として努力していただかないといけないのではないのでしょうか。単に足りないから市にお願いするというのでは、団体にとっても良くないと思います。

それでは、委員会の意見としては、現状維持で継続とし、拡大して継続を少数意見とします。

委員長 次に38 住宅再建支援金について、簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 38 住宅再建支援金についてご説明させていただきます。補助金の目的につきましては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により住宅に被害を受け、地盤復旧や基礎の補修、半壊で補修を行った世帯で、解体や補修の工事費が県基準額を上回った場合に上乘せして交付することにより、被災者の住宅の再建を重ねて支援し、以て被災地域の早期の復旧及び振興を図るために交付しているものでございます。平成24年度の予算計上の部分では、地盤復旧・基礎補修として30万円×8件で240万円、半壊補修として10万円×50件で500万円の計740万円を



計上いたしました。平成24年度の実績でございますが、地盤復旧・基礎補修で34万1千円、半壊補修で30万円の計74万1千円の交付実績でございます。補助効果につきましては、地盤被害による住宅解体や住宅地盤復旧、半壊被害による住宅補修を行った世帯に対し、住宅再建を重ねて支援することにより、被害地域の早期の復旧及び振興を図れたものと考えております。また、補助金の終期等につきましては、県の上乗せ補助ということで、県の補助要綱に基づくところでございますが、現時点では平成27年4月10日までに申請があったものに対し支援を行うということになっております。説明は以上でございます。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 ちょっと動きが分からないのでお聞きしたいのですが、平成23年度が426万6千円を交付していて、平成24年度がぐっと減少して74万1千円になって、平成25年度予算額として600万円を計上されていますが、平成25年度は沢山交付するところがありそうだという認識なのでしょうか。

担当課 罹災証明を受けられている方が対象となるのですが、実際にはまだ申請に来られていない方が多数いらっしゃいました、それらの方々を見込んだ数字となっております。平成24年度末の2月に、対象者の皆様には該当するのではないかとということで、制度のご案内をさせていただいたところです。

委員 なるほど、それで実績と予算額が大きく違っているということですね。県の基準を上回った場合の上乗せということなのですが、県の基準を教えてくださいなのですが、地盤復旧、半壊補修それぞれ単価はどのくらいなのでしょうか。

担当課 住宅の解体では100万円、地盤復旧・基礎補修で同じく100万円、半壊補修が25万円という補助内容となっております。

委員 それで足りない方に出しているということでしょうか。

担当課 それ以上に補修費等が掛かる方に対して、上乗せしているものでございます。

委員 それ以上に改修費が掛かっているということですか。

担当課 県の補助では100万円が上限なのですが、例えば150万円補修に掛かった方がいらした場合、県の補助については100万円で、市で30万円を支援するという形になります。

委員 それは、例えば200万円掛かる方でも同様ということでしょうか。

担当課 同様となります。

委員 同様ということですが、市の支援を30万円と10万円にした根拠というのは何かあるのでしょうか。どの様に単価を決められたのでしょうか。

担当課 近隣の我孫子市等を参考にさせていただき、定めたものでございます。被災地域にも問い合わせを行いながら、状況を見て決定したものです。

委員 我孫子市と同じ上乗せ額なのでしょうか。

担当課 基本的には同額の支援金となっております。一部印西市が上回っている部分がございます。

具体的に申し上げますと、県の地盤復旧と基礎修復は、我孫子市さんも上乗せになっているのですが、半壊補修に関しては我孫子市では上乗せがありません。

委員 分かりました。横並びで金額を決められたということなのですが、ニュースなどで報道されている所を見ますと、大体足りなくて、直すのにより多額の資金が必要で、直すに直せないといった事をよく耳にします。先ほど罹災証明を受けられた方へ通知を行ったというご説明もありましたが、罹災証明がありながら来ないといった方々は、多分この額では足りない、自己負担が莫大で、我慢して住んでいる方というの方はいないのでしょうか。そういう報道は沢山ありますよね。

担当課 実際としては、中にはそういった方もいらっしゃるのではないかと推察はしております。

委員 罹災証明を出しているのだけれど、申請していないという方は、県にも申請をしていないのですよね。しているのでしょうか。

担当課 県の申請も、印西市で同時に受付しておりまして、先ず印西市にお越しいただき、県の補助金の申請をしていただき、県の補助額以上に補修費がかかる方について、市の支援金の申請もしていただくこととなっております。

委員 となると、想像ですが、恐らく自己負担分が重過ぎて直せない、我慢して住もう、余程のことがない限りは我慢しようという方がいらっやって、申請が少ないのではないかなという想像をすると、この支援額で良いのかなと思います。他の市町村も同額だし、県もこの程度の額だしということもあると、非常に難しいという印象です。

とりあえず現状は分かりましたので、以上とします。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 今のお話と関係するのですが、実際に修理に掛かった費用などは把握されているのでしょうか。

担当課 実際に修理していただいた契約書等を申請の際に添付していただいております。

委員 その申請者の方々の修繕費の平均値などは把握されているのでしょうか。大体でも結構なのですが。

担当課 正確な平均値は把握しておりません。

委員 自分たちで加入している火災保険や地震保険等、保険との関係はどうなっているのでしょうか。

担当課 保険とは全く別で、罹災証明を受けている方に対して、判定基準に応じて支給することとなります。

委員 この補助は、必要ですし、明日は我が身だと思っていて、10数年前に雹害があったり、最近は竜巻なども発生しています。こういった補助というのは、災害が発生してすぐに補助金化されるものなのでしょうか。

担当課 補助要綱などの経緯を迫いますと、災害が発生して、その夏ごろに県の補助要綱が制定されております。ですので、約3カ月から4カ月後に補助制度が制度として作られたということになります。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 起こってしまった巨大災害に対する補償は、やむを得ないとして、やはり日本は災害が多い国です。ですから、それにどう備えるか、そちらの行政施策といたしますか、一部の資源をそちらにも振り向けるべきではないかと思うのです。ですから、今、印西市で地盤の悪い、弱い所及び倒壊の危険性が高い家屋等について調査をして、そういう所に対して地盤対策、耐震強化をするのであれば、そちらの方に補助金を出していくほうが良いのではないのでしょうか。そうすれば実際に災害が起こった時に、被害

が少なくなるのではないのでしょうか。それと同時に、やはり災害の多い国に住んでいるというのは皆さん分かっているはずですから、自分で地震保険をかけてもらうなど、そういうことが重要ではないのでしょうか。行政として推奨することは難しいと思いますが、自分たちで備えるという姿勢をまず共有して、どうしても不足する部分について、このような補助金で対応するという、その考え方を持っていただかないと、災害に遭ったから市が全部、全部というわけではありませんが、できることは限られていると思うのです。上乗せ補助をしていない市町村もある中で、印西市が上乗せするというのは、それなりの政策判断があるのでしょうか、どうせお金を使うのであれば先ほど申し上げたような事に使っていただきたいですね。自分で考えている人は色々と対策を行っているわけですから、自己努力というのを促すという前提の中で補助金の交付を考えていくべきだろうと思います。回答は事前の質問に対して文書で頂いておりますので、私の意見として聞いておいていただければと思います。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 半壊補修に10万円、この金額では何にもならないのではないかと、実際はこの支援金は見舞金のような性格ではないかと私は考えていまして、半壊補修等の補助金と銘打つからには、補助額の抜本的な見直しが必要なのではないかと考えます。以上です。

委員長 それでは私から質問させていただきます。私の自宅も先の震災で被害を受けまして、その修繕に10数万円かかりました。罹災証明の交付も受けましたが、この種の補助金が後から制度化されても、もう終わってしまったからいいよという感じでそのまま放置しております。そういうところも、届出しているも請求に来ない家庭が多い原因の1つではないかと思えます。やはり素早く周知していれば、書類も残したりしたのでしょうか、保険の手続きも終わった事だからもういいよといった具合に書類を破棄してしまっているのです。もう少し素早く制度を作っていただきたかったなという気がいたします。それから、市で今回対象としているのは、半壊と一部損壊ですよね。全壊と大規模半壊という区分がありますけれども、国の助成があるかと思えますが、印西市としては、その部分に対する手当はされていないのでしょうか。

担当課 全壊が11件、大規模半壊が9件、大規模半壊で建物を解体された方が5名いらっしゃいました。

委員長 具体的にはどの地区が多いのでしょうか。

担当課 本埜地区が割合としては、多くなっております。

委員長 大規模半壊と全壊では、基礎支援金と加算金合わせて最高額が300万円になると

思うのですが、今回の市の補助金というのは、半壊と一部損壊が対象で、国の助成金の対象外の部分を手当しているということでしょうが、国の支援を受けられる方と受けられない方の差は縮まっていると思いますが、大規模半壊と全壊の部分は市の助成が全くないので結果として300万円どまりになってしまったのかなということで、その部分についてもう少し議論して市の上乗せなどは考えられなかったのかという点についてお伺いしたいのですが。

担当課 確かに委員長の仰る国の被災者生活再建支援金がございまして、全壊、大規模半壊、半壊で建物を取り壊す方については100万円の支援金があり、加算金として家を建築、購入することで200万円の加算が受けられます。元々、一部損壊という判定だけだったのですが、被害状況にかなりの差があり、かなりひどい状態でも被災者生活再建支援金の対象とならない方が多数いらっしゃったことから、この制度が創設されたという経緯がございまして。

委員長 それから、終了年度が平成27年を予定していると説明がありましたが、そんなに時間がかかるものなのでしょうか。

担当課 最近は大いぶ減少していきましたが、まだ直していない、これから直すといったご相談はまだあります。期間がここまでなので、それまでに申請してくださいと窓口でご説明はさせていただいておりますが、やはり修繕に係る費用、この補助はかかった費用に対する補助となりますので、資金の用意ができない方がまだいらっしゃるということになるかと思っております。

委員長 資金の借入れについては、市で何か紹介などされているのでしょうか。

担当課 特にどこから借りると良いですよという話は、しておりませんが、住宅を改修等した場合に借りた資金の利子補給を開発指導課で行っておりますので、そちらの紹介はさせていただいております。

委員長 分かりました。ありがとうございます。他に質問はありますか。無いようですので、これで終わりにします。ありがとうございました。

委員長 それでは、住宅再建支援金について評価を行います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

それでは、委員会の意見は、現状維持で継続とします。

委員長 それでは次に37 印西市障害者団体連絡協議会等補助金について、要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは、37 印西市障害者団体連絡協議会等補助金について説明させていただきます。補助金交付の目的ですが、障害者が住みなれた地域で生活し、社会参加と自立を実現するため、障害者団体が行う障害福祉に関する啓発活動事業に対し、補助金を交付するものでございます。補助効果といたしましては、市民に対し障害の種別に応じた啓発活動の実施や、会員の各種研修への参加、各団体主催の講演・研修会等を通じ、障害者相互の連携及び障害福祉政策等の情報共有を図り、障害者の地域活動への参加と自立を推進し、障害者福祉の向上に寄与しているものでございます。補助金の交付実績に関しましては、平成24年度実績で申し上げますと、障害者団体連絡協議会に対し10万円、連絡協議会の構成員になっている障害者団体に各5万円を6団体に交付し、合計で40万円を交付しております。説明は以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 5年前の委員会でも指摘があったと思うのですが、団体それぞれに同額を交付していると思うのですが、活動内容や人数、団体の使うお金の額なども違うわけですよね。規模が違う団体に同額を交付しているというのは、市に何か考えがあってのことなのでしょうか。

担当課 確かに、各団体の規模は、構成人員なども変わってきておりますので、色々な事業を展開するために補助金を使っている所や、障害者相互の連携を図るために使っている所など、様々です。市といたしましては今のところ一律での交付を行っております。これからの見通しについてですが、国において障害者総合支援法が制定されまして、その中で障害者が地域において自発的に活動することについて推進するということになることになっておりますので、団体が啓発活動等を行っておりますが、そちらに補助金を交付するのではなく、事業に対する支援にシフトしていこうという考えを持っております。補助金額については、これから検討の余地があるものと考えております。

委員 例えば来年度からシフトしていくということなのですか。

担当課 来年度からすぐというわけにはいかないかもしれませんが、シフトは、していくことになろうかと思います。

委員 単純な質問かもしれませんが、協議会がありますよね。協議会があって、それぞれ個々の障害者団体があって、そこでの役割分担というのは決まりがあるのですか。  
補助金の額が協議会が10万円で、障害者団体が5万円ですが、その根拠や妥当性についてお伺いしたいのですが。

担当課 協議会というのは、各障害者団体を取りまとめたり、障害者全般にわたるような事業を行っています。各障害者団体は、それぞれの障害に特化した事業を行うといった役割分担があると考えております。協議会の方が補助金額が大きな理由といたしましては、市全体での事業を行うこと等があると考えております。

委員 前は協議会に一括して補助金の交付を行っていたのですよね。それは変わったというご説明なのですが、同じ質問になるかもしれませんがそれとの関連があるのかなと思ったのですが。

担当課 前回の委員会での指摘があって、制度の見直しをして現在の補助の形になっていると考えております。

委員 いずれにしても、来年度以降、地域において自発的に活動することについて推進するというご説明がありましたので、それに期待したいと思います。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 事前の質問に対して回答をいただいているのですが、作っていただいた表を見させていただくと、ずいぶん障害者の数が増加していますよね。増加している中で、各構成団体に一律5万円の補助金というのは、補助金を出す目的ですとか、期待する効果ということに対して適切かどうかということなのですけれども、1つは障害者が増加しているということ、それから活動しているこれだけの会があって、その会の総事業費もそれぞれ違いますよね。人員も違う。やっていることも違うし、身体、知的、精神と対象も違う中で、一律5万円というのは、それで補助金の効果が発揮できるのかということに対して、どの様な見解をお持ちなのでしょう。やはり補助金を出すからには、最大限の効果を狙って補助金を出すべきではないのでしょうか。一律5万円というのは、私には悪平等に見えてしまうのですが。それから、これだけ障害者の数が増えている中で、トータルの補助金額を据え置いているというのは果たして適正かと

ということに対しても、見解をお伺いしたいと思います。

担当課 先ほどもご説明させていただきましたが、これから補助金額等を見直していく事は必要であると考えております。一律5万円ということなのですが、仮に上げるとすればそのような部分で上げるのかという精査が必要になりますし、各団体にどういった事業をこれから展開してもらえるのか、その辺りを調査していかないといけないかと思っております。会員が何人だから一人当たりいくらというわけにはいかないと考えております。

委員 初めは赤ん坊を育てるようなことで、それを推進するという事でこのような金額になっているのだらうと思うのですが、社会的な風潮の中で障害者が増えていくというのは、社会全体にとっては、言い方は悪いですが負担が多くなりますよね。そういうことに対して、こういう団体が会員を集めて色々な活動をする。それはやはり評価軸を持って、有効な活動をしている所には手厚くといいますか、補助を行って推進する。行政としてそちらの方向に誘導していくという様に持っていかないと、補助金、お金を出すだけというのは、意味が薄いのではないかと思うのです。基本的にはやはり自立ですよ。自立に向けてどの様に各団体が活躍して、そういう効果が得られるか。その前段として活動目標なりを市から要請して、各団体の詳細なところまでは分からないにしても、私は、やはり自立化に向けての応援としての補助だと考えますので、それに向けて補助金を充てることは、社会的な観点から見ると、結果的に非常に有効ではないかと思うのです。放っておくと益々うつなどになって、会社を退職することを余儀なくされ、色々な手当を受けて生活しなければならなくなる方が増加することになりかねない。そういうために、現状以上に増やさない、できれば減らしていくということが望ましいのですが、そういった人を自立化に向けて手助けする方向の活動について、市としても方向性を持って各団体を誘導していただきたいと思えます。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 他の委員からも質問が出ておりますが、ご説明をいただいた中で6番ですが、最初60万円を市から貰っていたものを、平成20年度からは、協議会と加盟団体に直接交付する形に改めたとありますが、何故でしょうか。私の意見としては、団体の詳細は存じませんが、全体で60万円だったものが各種事業を実施する際には有意なのではないかと思うのです。例えば、ブルーレイプレイヤーやプロジェクターを買ったと実績報告書にあります。1つの団体で購入すると使用する時間より使用しない時間が長くなるのではないのでしょうか。複数の会があるのならば、皆で共有したほうが有効に機材の活用ができるのではないのでしょうか。そういう意味で、小刻みに分けてしまうより一括して交付したほうが良いのではないかと思うのですが、いかがでしょう



か。それから、障害の重度、軽度の方が混在しているように見受けられますので、各加盟団体一律5万円の縛りを設けるのは非常に乱暴ではないかと私は感じるのですが、その辺りのご意見があればお伺いしたいと思います。

担当課 補助金を分割した経緯は不明なのですが、前回の委員会で指摘をされた部分で補助の形態を改めたものだと考えております。各障害者団体もそのように補助を改めて欲しいという意見があったと思います。

委員 それでは、障害者団体の意見を踏まえてこのような補助形態になったということによろしいのですね。

担当課 恐らく、そのような経緯があったものと思います。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 今までのやり取りの中で、これから補助内容を見直して行って、事業に対して補助金を交付していきたいというご説明があったと思いますが、補助したい事業というのは、市としてどの様な内容を想定しているのでしょうか。

担当課 現在もそうなのですが、一般の方にも障害の方を知ってもらうための啓発事業や研修会等があるかと考えております。

委員 分かりました。それに期待してそういう事業が挙がってくる事を期待するしかないのですが、今現在交付している団体の実績報告書を見ますとほとんどが飲食費ですよ。5万円貰ってただ飲み食いしているだけじゃないのかなということが推測されますよね。事業としてやっている所も忘年会や懇親会等がほとんどで、新しくできたオストメイトの会は一部物品費に充てていると思いますが、ほとんどが会内部の懇親会、交流会に使用していると思われまますので、果たして補助金の使途として適切かどうかということをして市として厳しくチェックしていただきたいと思います。というのは他の補助金で飲食費に充てられているものはほとんどないですよ。ですから、障害者だから聖域ですということはこの時代には通用しないと思うのです。果たしてこの補助金をこのまま続けていく事が、本当に障害者の福祉向上に役立つのかというところを、ゼロベースで見直していただきたいと思います。私も少しこの世界に足を入れています、非常に困っている方は沢山いらっしゃるわけです。例えばですが、筋ジストロフィーの方が車いすを申請したところ、公費助成が認められない部分が沢山あって、自己負担が100万円を超える方ですとか、そういう例が沢山ある訳です。自分の生

活向上をするために必要な経費なのですが、それを自己負担しなければならない事が沢山ある訳です。或いは介護者の方が楽になるというか、そういったものについてはほとんど認められない。そのように、同じ障害者の方でも、すごくお金のかかる障害者の方もいればそうでない方もいらっしゃるって、本当に必要な方に公費がいていないと思うのです。行くべきお金がいていないという思いが強いので、やはりこういう団体補助というのを見直す時期が来ていて、個々の本当にお金が必要な方、手当で間に合わあわない方、そういう方の支援を考えていくべきだろうと思います。ただ、団体として障害を知ってもらう、地域社会づくりをしていくということは否定はしませんので、そういう事業が挙がってくれば事業補助をぜひお願いしたいと思います。現状のまま継続することは、私は難しいかなと考えております。以上です。

委員長 それでは最後に私から。こういった障害者の色々な団体ありますが、やはり障害者の親同士の横の連絡というのは必要であると感じています。自分たちの殻に閉じこもってしまいがちだと思いますので。その意味では色々なレクリエーション的なものも必要なのだろうと思います。ただ、補助金の使い方としてはやはり事業といいますか、障害者を表に出して、その方々のための事業に使うという方向に改めた方が良いと思います。そうした中で、上部団体の協議会に補助金を交付することはどうなのか。10万円を交付していますが、見たところ、バス旅行ですとか役員同士の集まりのための交通費などになってしまっていて、なんだか本当に必要なのかなという感じが拭えません。実際のところ障害者の団体というのは、障害の形態もそれぞれ違いますし、独立性が強いというのも承知していますので、そうであるならば余り運営協議会みたいな事をやるよりは、個別の団体をもっと育成するべきなのではないでしょうか。それから、障害者の数全体と比較して、団体に加入されている方というのはごく一部なのですよね。加入されていない障害者の方が圧倒的に多いので、そういう方々をもっと加入させるような努力があって良いのではないのでしょうか。いずれにしましても、それぞれの団体が重要であると思いますので、事業展開を頑張っていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

委員長 それでは、37 障害者団体連絡協議会等補助金について、今後の方向性を決定したいと思います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員長 私は、現状維持で継続です。

それでは委員会の意見としては、現状維持で継続とし、縮小して継続を少数意見といたします。

委員長 委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第8回補助金等評価委員会を終了します。ご協力ありがとうございました。

平成25年10月15日に行われた第8回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 進

会議録署名委員 神沢 學